

四 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定第二條に依り在日合衆国軍に提供する施設及び区域

群馬県 (無期限使用)

FAC番号	在日合衆国軍施設名	所在地名	所有関係	備考
三〇三六	館林飛行場	邑楽郡多々良村	民有	旧JPNR五二二三 旧熊谷飛行学校館林分校
三〇三七	キャンブ・ドルウ	邑楽郡小泉町及び大川村坂田	民有	旧JPNR二二七〇
三〇三八	キャンブ・ステイルウエル	前橋市天川原	民有	旧JPNR二二六七、一三
三〇三九	キャンブ・ウエア	群馬郡相馬村	民有	旧JPNR四二一九 旧相馬ヶ原演習場 保留
三〇四〇	キャンブ・ベンダー	新田郡太田市太田	民有	旧JPNR 一一二六八 一一二七二

33

四 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定第二條に依り在日合衆国軍に提供する施設及び区域

群馬県 (無期限使用)

三〇四二	太田小泉飛行場及び住宅地区	太田市及び小泉町	国有	旧JPNR 四二四〇 五二二六
三〇四一	キャンブ・尾島	新田郡尾島町岩松	国有	旧JPNR 一一二六九

34

25 独立後も残された米軍基地

昭和27(1952)年

昭和27年のサンフランシスコ講和条約の発効により日本は独立を回復しましたが、当時の群馬県内には7か所の米軍基地が残っていました。県では、独立後の情勢変化に伴い高まる国民感情を踏まえ、県民の利益を守り、駐留による負担を最小限に抑えるため、米軍との連絡調整に努めました。

また、日米相互の理解を深め、円滑な協力関係のもとで問題解決を図るため「日米連絡協議会」が設置されました。